

鶴ヶ島市監査委員告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、工事監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和5年8月4日

鶴ヶ島市監査委員 瀧 嶋 邦 夫

鶴ヶ島市監査委員 高 橋 剣 二

1 基準に準拠している旨

監査委員は、鶴ヶ島市監査基準（令和2年鶴ヶ島市監査委員告示第6号）に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

工事監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による監査）

3 監査の対象

大橋市民センター外壁タイル補修工事及び壁面・屋上防水改修工事

4 監査の着眼点

監査の対象となった工事の計画、設計、積算、契約、施工、検査が適正に行われているか否かに主眼をおいた。

5 監査の主な実施内容

抽出した関係書類を精査するとともに、関係職員からの説明の聴取及び現地調査により監査を実施した。

6 監査の実施場所及び日程

実施場所 鶴ヶ島市大橋市民センター 第3学習室

日 程 令和5年7月25日

7 監査の結果

1 から 6 までの記載事項のとおり対象工事の監査を行った結果は、次のとおりである。

- (1) 計 画 適正に行われていると認められた。
- (2) 設 計 適正に行われていると認められた。
- (3) 積 算 適正に行われていると認められた。
- (4) 契 約 適正に行われていると認められた。
- (5) 施 工 適正に行われていると認められた。
- (6) 検 査 適正に行われていると認められた。

今後も適正な工事の執行に努められたい。

8 工事概要等

別紙のとおり

工事概要等

工 事 名	大橋市民センター外壁タイル補修工事及び壁面・屋上防水改修工事
工 事 場 所	鶴ヶ島市大橋市民センター(鶴ヶ島市大字太田ヶ谷883番地)
監 査 対 象 課	地域活動推進課 大橋市民センター
工 事 内 容	建築工事 ・直接仮設工事 1式 ・防水改修工事 1式 ・外壁改修工事 1式 ・塗装改修工事 1式 ・金属工事 1式 ・内装改修工事 1式 ・吹付工事 1式 ・撤去工事 1式 ・発生材処分 1式
契 約 額	46,387,000円
工 期	令和4年6月22日 から 令和4年11月28日 まで
契 約 方 法	一般競争入札
請 負 業 者 名	株式会社 三幸